

入札説明書

宮崎県が行う宮崎県畜産試験場川南支場変電施設等修繕業務の入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年5月22日（金）

2 一般競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 入札に付する業務 | 宮崎県畜産試験場川南支場変電施設等修繕業務 |
| (2) 修繕内容 | 仕様書のとおり |
| (3) 修繕の期限 | 令和8年9月30日 |
| (4) 契約期間 | 契約締結の日から令和8年9月30日まで |
| (5) 修繕場所 | 宮崎県児湯郡川南町大字川南21986
宮崎県畜産試験場川南支場 |

3 契約内容の仕様及び数量等

仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) 宮崎県財務規則第109条により、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は本契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に基づく令和8、9年度の入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - ウ 本業務の入札公告日から契約が確定するまでのいずれの日においても、入札参加資格停止となっていない者であること。
 - エ 宮崎県内に本店を有する者であること。
 - オ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - カ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置・設定できると認められる者であること。
- (2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）に必要書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

- ア 提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時必着
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）
- イ 提出場所 宮崎県畜産試験場川南支場 庶務
〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南21986
電話番号 0983-27-0168
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る。）
- エ 確認結果 入札日までに連絡する。
- (3) 入札参加資格確認資料は次のとおりとする。
- ア 建設業法第3条第1項に規定する国土交通大臣又は宮崎県知事の建設業許可通知の写し（但し、本入札の開札日現在において、許可の期間が有効なものに限る。）。
- イ 同種業務実績調書（別紙様式2）

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1)場 所 宮崎県畜産試験場川南支場 庶務
〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南21986
電話番号 0983-27-0168
- (2)期 間 令和8年5月22日（金）から令和8年6月19日（金）まで
（午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。）

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1)場 所 6の(1)に同じ。
- (2)期 間 6の(2)に同じ。
- (3)入札説明会は実施しない。入札の見積もりにおいて現場確認は可能である。現場確認を希望する者は、事前に連絡すること。

8 入札に関する質問

(1)質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

ア 提出期間 令和8年5月22日（金）から令和8年6月5日（金）午後5時まで

イ 提出先 宮崎県畜産試験場川南支場 庶務

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

畜産試験場川南支場代表

E-Mail アドレス chikushi-kawaminami@pref.miyazaki.lg.jp

開札日前日の正午までに回答がない場合は、同日午後3時までに必ず電話にて確認をしてください。

(2)回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

9 入札

- (1) 入札書（別紙様式3）の提出方法は、持参又は送付（送付にあつては、令和8年6月17日（水）午後5時までに書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- (2) 入札書の提出場所
〒889-1301 児湯郡川南町大字川南21986
宮崎県畜産試験場川南支場 庶務
TEL 0983-27-0168
- (3) 入札書の記載方法
入札書に記載する日付は、提出日若しくは発送日とする。
また、入札書に記載する金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式4の委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印すること。
- (5) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札

- (1) 開札の日時 令和8年6月19日（金） 午前11時
- (2) 開札の場所 宮崎県畜産試験場川南支場 研修室
- (3) 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次のア又はイに該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイに該当すると認められるときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約希望金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国又は地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

1.3 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

1.4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1.5 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。

契約保証金の免除を受ける場合は、上記1.2の(2)のア、イいずれかを確認する書類を、落札決定の日から起算して7日以内に提出すること。